

きこえますか こども達のSOS

11月は児童虐待防止推進月間です。

～オレンジリボン キャンペーン～

こども達の笑顔を守るために、
私たち小児歯科医は、何ができるのか
考えてみましょう！



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

Q:「疑ったら、気がついたら、どうするのか」

A:「ためらわず、相談する・通告する」

Q:「誰がするのか」

A:「あなたです！」

Q:「どこに相談したり、通告するのか」

A:「児童相談所」

「要保護児童対策地域協議会」

「保健所・保健福祉センター」



目を通そう ガイドライン！

小児歯科学会ホームページから、
「子ども虐待防止対応ガイドライン(2009)」が
ダウンロードできます。

トップページの左の「ダウンロード」をクリック

「6) 小児歯科保健関係資料」のなかにあります。